

(参考様式)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定めて下記の権限を委任します。

事務所名	() 建築士事務所 () 登録第	号
事務所所在地		
氏 名	() 建築士 () 登録第	号

記

1. 建築場所又は築造場所 札幌市 区
2. 主要用途 ()
3. 工事種別 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)その他 ()
4. 上記の建築物等について(イ、ロのどちらかを○で囲んでください。)

イ. 建築基準法令等に関する手続きについてすべての権限を委任します。

ロ. 下記のうち○印の項目について委任します。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 確認済証の受領 | (5) 認定申請書の提出・訂正・受領 |
| (2) 承認申請書の提出・訂正・受領 | (6) 認定取消し申請書の提出・受領 |
| (3) 記載事項変更届の提出・訂正・受領 | (7) 取下届の提出・訂正・受領 |
| (4) 許可申請書の提出・訂正・受領 | (8) 取止届の提出・訂正・受領 |

令和 年 月 日

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

※ 代理者が受領する場合は代理者の印鑑をご持参ください。

(様式-1)

工場・危険物調書						
建築主				工事種別	新築 増築 改築 移転 用途変更 その他	
建築位置				防火地域	防火 準防火 指定なし	
地域地区						
	申請面積	申請以外の部分	合計	作業場の面積		
敷地面積			m ²	申請面積	申請以外の面積	合計
建築面積	m ²	m ²	m ²			
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
業種			原料名			製品名
申請部分用途						
作業方法						
危険物	イ 裏面危険物調書による ロ なし					
設備の概要	新 設			既 設		
	機械の種類	台 数	出 力 KW	機械の種類	台 数	出 力 KW
				小 計		
	小 計			合 計		
注 1 「業種」欄は、工場業態が分かるように記入してください。 2 「原料名」欄には、工場に搬入される原料の品名を記入してください。 3 「作業方法」欄には、原材料から製品に至る作業の流れの図解(機械の名称及び出力数、原材料名、製品等を付記したもの)を記入してください。 4 工作物の場合は、「建築」を「築造」と読み替えて記入してください。						

(様式-1)

危険物調書									
事業所の所在地									
事業所の名称及び代表者氏名									
事業内容									
建築物の延べ面積		m ²		貯蔵所の床面積		m ²		処理場の床面積	m ²
危険物の種類等				危険物の貯蔵量及び処理量					
	種類	品名	性質	用途	最大貯蔵量	係数	最大処理量	係数	
地上									
地下									
					合計		合計		
危険物貯蔵処理方法その他の参考となる事項									
<p>注 1 危険物の種類等は、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げる名称を使用してください。</p> <p>2 危険物の貯蔵量及び処理量における係数は、建築基準法施行令第130条の9第1項の表に掲げる数量で、当該用途地域の欄の数値を1として、それに対する比を示してください。</p>									
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。									

(様式-2)

既存不適格調書 (現況の調査書)	
建築主	住所 氏名
建築場所	札幌市
既存建築物を調査した者	()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 氏名
氏名・電話番号	(電話)
確認済証番号	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無
計画概要	① 現況主要用途
	② 予定建築物用途
調査結果概要	③ 工事種別 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更
	① 集団規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項
調査結果概要	② 構造耐力関係規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項
	③ 上記以外の規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項
調査結果概要	④ 増改築等の履歴
	⑤ 既存部分の劣化状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>※既存不適格に該当する場合は、 基準時を記載してください。 なお、「基準時」については、 施行令第137条を参照してください。</p> </div>	
備考欄	
<p>注1 既存建築物の平面図及び配置図を添付してください(増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。)</p> <p>2 新築又は増改築の時期を示す検査済証の写しを添付してください(検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明(建築確認を行った機関が交付したもの)に加えて、工事の実施を特定できる書類(工事契約書の写し、登記事項証明書等)を添付してください。)</p> <p>3 基準時以前の建築基準関係法令への適合を確かめるための図書等を添付してください。</p>	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式-3) (裏面)

記 載 要 領

- 1 申請者の押印は不要です。申請者が法人の場合は、「申請者・氏名」は法人の名称及びその代表者の氏名を記入してください。
 - 2 (1) 建築等を行おうとする場所が仮換地の場合は、「仮換地」「仮換地地籍」欄に必ず記入するとともに、「建築等を行おうとする土地の所在及び地番」は、当該仮換地の全ての底地番を記入してください。
(2) 建築等を行おうとする場所が仮換地以外の場合は、「建築等を行おうとする土地の所在及び地番」欄に当該地の全ての地番を記入してください。「仮換地」「仮換地地籍」欄は記入不要です。
 - 3 開発行為にあたる場合は別途、都市計画法許可が必要となります。
 - 4 申請が建築物の場合は、「建築物」欄に記入してください。
 - (1) 「工事種別」欄は該当するものを○で囲み、「構造」欄は下記(例)のように記入してください。
(例) 木造 石造 ブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 「建築物の用途」欄は、住居、店舗、店舗併用住宅、共同住宅、工場、倉庫等の別を記入してください。
 - 5 申請が建築以外の行為(土地の区画形質の変更・工作物の新築・増築、物件の堆積)の場合は、「建築以外の行為」の欄に種別、数量・規模及び構造等を記入してください。
 - ・ 申請の対象は地下埋設物等も含まれます。
 - 6 添付図面は
 - ・ 位置図(縮尺1/5000程度)方位、施工個所、道路及び目印となる土地建物等を記入してください。
 - ・ 配置図(縮尺1/50~1/300)方位、敷地境界線、道路及び敷地内での行為内容を明確に記入してください。申請行為の場所が仮換地の場合は、敷地境界点の座標値も記入してください。
 - ・ 建築物については、下記の図面も添付してください。
平面図(縮尺1/50~1/200)建築物の各階平面図
立面図()各面のもの
- 注1 申請地が仮換地の一部の場合は、仮換地のどの部分かを明確に表示した図面を添付してください。
- 注2 給排水設備の位置を図面に記入してください。
- 注3 建築物と併せて、土留擁壁、塀等を設置する場合には、「建築以外の行為」欄に記入してください。
- 7 申請書の提出部数等、提出先等
 - (1) 許可申請書は、2部(申請者・札幌市控え)作成してください。
 - (2) 許可申請の流れ
 - ① 建築確認を札幌市に申請する場合は、この許可申請書と建築確認申請書の両方を建築指導部建築確認課へ提出してください。
 - ② ①以外の場合は、この許可申請書を市街地整備部区画整理事業担当課(本庁舎7F南側)に提出してください。

※本申請の許可に係る標準処理期間は、特別な事情がない限り10日間です。処理期間を考慮のうえ申請してください。

(様式-4)

浄化槽確認申請(通知)設計概要書		年 月 日
(あて先)札幌市長 特定行政庁	設置者の住所 氏名 (法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
6 1		
浄化槽を設置したいので、建築基準法第 条第 項の規定により次のとおり申請(通知)します。		
18 2		
1.設置場所の地名地番	札幌市 区	
2.種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他	
3.処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水	
4.当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡	
5.処理算定人員及び算定根拠	人	
6.処理能力	イ. 日平均汚水量	㎡/日
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%以上
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ以下
7.放流先又は放流方法	①側溝() ②河川() ③その他()	
8.工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号	
9.着工予定年月日	年 月 日	10.使用開始予定年月日
		年 月 日
11.付近の見取図		
12. その他特記事項		
行政庁記入欄		
<p>(注意) 1. 「札幌市長 特定行政庁」については、不要のものを消すこと。 2. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。 3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。</p>		

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本興業規格A列4番とする。

(様式-5)

都市計画施設等の区域内における建築許可申請書										
								令和 年 月 日		
札幌市長 様										
住所 申請者 氏名										
都市計画法第53条第1項の規定により、建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。										
記										
建築物の敷地の所在及び地番		札幌市 区								
建築物の構造		造り		屋根		壁				
工事種別		・ 新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転								
敷地面積		m ²	建築面積		m ²	延べ面積	1階	m ²	合計	m ²
							2階	m ²		
その他参考事項	敷地所有者		住所				氏名			
	建築物の用途									
	着工及びしゅん工予定年月日		許可の日から 日以内着手				自 令和 年 月 日			
			起工の日から 日以内しゅん工				又は 至 令和 年 月 日			
	連絡先		電話							
※都市計画施設又は市街地開発事業の名称						※ 受 付 欄				
※法第8条第1項各号に掲げる地域又は地区		地域		地区						
備考										

- 注 1 ※の欄は、記入しないでください。
 2 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 建築物の構造は都市計画区域内にある部分について記入してください。

(様式-5) (裏面)

添付図面

1 位置図

方位、施工箇所、道路、交通機関及び目標となる土地・建物等が記載されたもの。

2 配置図

方位、敷地の境界線、敷地内の建築位置及び既存建築物との配置が記載されたもの。

3 平面図

建築物の各階平面図

4 側面図

建築物の2面以上が記載されたもの。

- ア 添付図面は、建築確認申請書添付図面に準じること。
イ 木造以外については、さらに規模、構造の確認ができる図面を添付すること。
ウ 許可申請を代理人に委任した場合は、委任状を添付すること。
エ 必要により他の関係図面の添付を求めることがあります。
オ 許可申請書は、2部提出すること。

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、次の建築物の都市計画法第53条に係る申請手続きの一切を委任します。

1 建築場所

札幌市 _____ 区

2 主要用途 (該当するものに○を付すこと)

専用住宅、共同住宅、併用住宅、非住宅 ()

3 工事種別 (該当するものに○を付すこと)

新築、増築、改築、移転、その他 ()

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

建築主 住 所
氏 名

(様式-6)

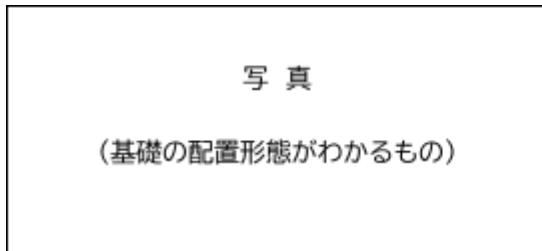
工事実施確認写真提出用紙

建築基準法第7条の5により当該工事を設計図書のとおり実施したことを確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第2号に基づき工事実施確認写真を次のとおり提出いたします。

この工事実施確認写真は、当該工事にかかるもので事実と相違ありません。

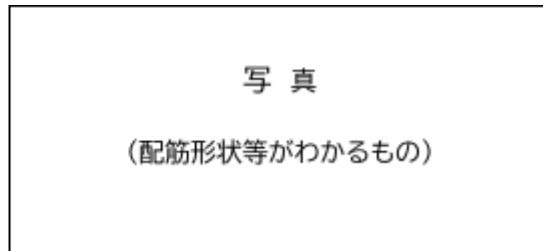
建築主氏名	_____
工事監理者氏名	_____
資格	()級建築士 ()登録 第 _____ 号
建築士事務所	()級建築士事務所 ()知事登録 第 _____ 号
所在地	(〒 _____) _____
電話番号	(_____) - _____ - _____

基礎配筋 1



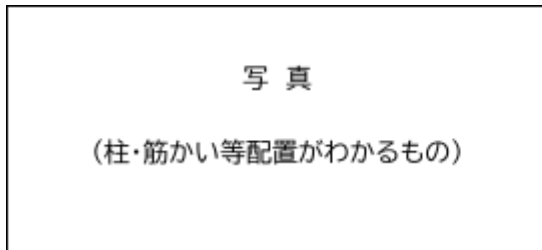
撮影年月日 _____ 部位 (例 東隣地側)

基礎配筋 2



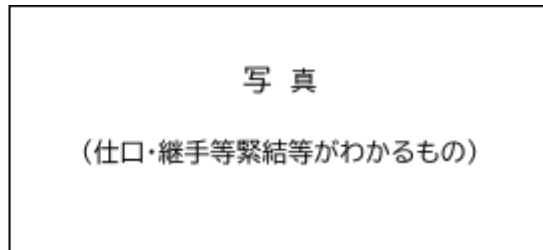
部位 (例 居間)

構造耐力上主要な軸組み 3



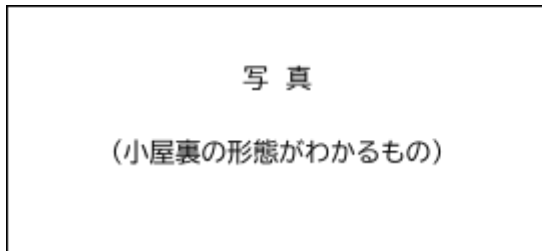
撮影年月日 _____ 部位 (例 和室壁)

構造体力上主要な軸組み 4



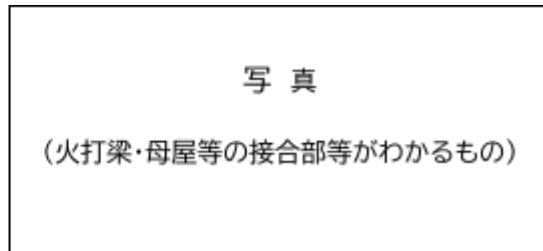
部位 (例 筋かい継手)

屋根の小屋組 5



撮影年月日 _____ 部位 (例 洋室 見上げ)

屋根の小屋組 6



部位 (例 火打梁、母屋)

(様式-7)

建築基準法第53条の2第3項の規定に関する既存の建築物の敷地等に係る報告書

- 平成18年3月30日以前から建築物の敷地として使用している敷地で敷地面積が165㎡未満の敷地
- 平成18年3月30日以前から存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することにより敷地面積が165㎡未満となる敷地
- 一定の公共事業の施行等による建築物の敷地面積の減少によりその面積が165㎡未満となる敷地

に建築確認申請を行うことから、次のとおり関係書類を添えて報告します。この報告書に記載した事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先)

札幌市建築主事

報告者(建築主) 住所
氏名

対象敷地の所在及び地番	札幌市 区
対象敷地面積(㎡)	㎡
都市計画により定められた敷地面積の最低限度	165㎡
	<input type="checkbox"/> 既に建築物の敷地として使用している場合 <input type="checkbox"/> 既存建築物の建築確認申請書類 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 所有権に基づいて使用する敷地の場合(※敷地の形状及び面積等の経緯が分かるもの) <input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 借地権に基づいて使用する敷地の場合 <input type="checkbox"/> 借地契約書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 一定の公共事業の施行等により面積が減少する敷地の場合 <input type="checkbox"/> 仮換地通知書又は仮換地証明書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他

- 注 1)該当する項目の□にレを記入し必要事項を記入してください。
 2)関係書類は写しで構いません。
 3)必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
 4)この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用できます。

(様式-8)

【建築基準関係規定チェックリスト】				令和6年9月更新		
法令	法律名	法令等	内容	該当		担当部署
				有	無	
令9条一	消防法	法9条	火を使用する設備、器具等に関する規制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<1000㎡超の建築物> 消) 予防部平防課 011-215-2040
		法9条の2	住宅用防災機器の設置及び維持	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<1000㎡以下の建築物> 各区消防署 電話番号は表下※1
		法15条	映画の構造設備 (常時映画を上映する建築物等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<1000㎡超の建築物> 消) 予防部企画課 011-215-2050
		法17条	消防用設備の設置、維持	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<1000㎡以下の建築物> 各区消防署 電話番号は表下※1
令9条二	屋外広告物法	法3条、法4条、法5条	屋外広告物の設置の禁止又は制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各区土木センター 電話番号は表下※2
令9条四	高圧ガス保安法	法24条	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	消) 予防部企画課 011-215-2050
令9条五	ガス事業法	法162条	ガス消費機器の設置等の基準適合義務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	経済産業省北海道産業保安監視部保安課 011-709-2311
令9条六	駐車場法	法20条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 建築安全推進課 011-211-2867
令9条七	水道法	法16条	給水装置の構造及び材質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水) 給水課 011-211-7081
令9条八	下水道法	法10条①、②	排水設備の設置及び構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下) 排水課 011-818-3422
令9条九	宅地造成及び特定国土等規制法(盛土規制法)	法12条①	宅地造成等工事規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 開発推進課 011-211-2512
		法16条①	許可を受けた工事の計画の変更に対する許可(省令で定める軽微な変更は除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
令9条十	流通業務市街地の整備に関する法律	法5条①	流通業務地区内の規制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設) 都市計画課 011-211-2506
令9条十一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法38条の2	供給設備又は消費設備の設置等工事の技術基準適合義務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	消) 予防部企画課 011-215-2050
令9条十二	都市計画法	法29条①、②	開発行為の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 開発推進課 011-211-2512
		法35条の2①	開発行為の事項変更の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		第41条②	開発許可により建築物の建ぺい率等の定められた敷地の制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		法42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		法43条①	市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
令9条十四	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	法5条④	自転車等の駐車対策の総合的促進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 建築安全推進課 011-211-2867
令9条十五	浄化槽法	法3条の2①	浄化槽による屎尿処理等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環) 事業廃棄物課 011-211-2927
バリアフリー法14条④項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	法14条	特別特定建築物の建築等における基準適合義務等(該当の場合は、別紙を提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 建築安全推進課 011-211-2867
省工不法11条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省工不法)	法11条①	特定建築物の建築主の基準適合義務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建) 建築確認課設備課担当係 011-211-2846

<p>※1 各区消防署の担当部署</p> <p>中央消防署予防課 011-215-2120 北消防署予防課 011-737-2100 東消防署予防課 011-781-2100 白石消防署予防課 011-861-2100 厚別消防署予防課 011-892-2100 豊平消防署予防課 011-852-2100 清田消防署予防課 011-883-2100 南消防署予防課 011-581-2100 西消防署予防課 011-667-2100 手稲消防署予防課 011-681-2100</p>	<p>※2 各区土木センターの担当部署</p> <p>中央土木センター-維持管理課 011-614-5800 北土木センター-維持管理課 011-771-4211 東土木センター-維持管理課 011-781-3521 白石土木センター-維持管理課 011-864-8125 厚別土木センター-維持管理課 011-897-3000 豊平土木センター-維持管理課 011-851-1681 清田土木センター-維持管理課 011-888-2000 南土木センター-維持管理課 011-581-3811 西土木センター-維持管理課 011-667-3201 手稲土木センター-維持管理課 011-681-4011</p>
---	--

↑
該当有の建築基準関係規定について法適合を確認しました。
設計者
(設計者の氏名を記入してください)

※ 本チェックリストは、確認申請の内容が建築基準関係規定の規制対象の有無を確認するためのものです。該当がある場合は事前に法適合についてご確認ください。

※ 本チェックリストを確認の申請書に添付して提出してください。

(様式-8 別紙)

令和7年7月更新

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法施行令の該当条文

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	
	(1) 移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）	①次に掲げるa～dの経路のうちそれぞれ1以上（dはその全て）を移動等円滑化経路とする a 道等から利用居室 ^{※1} までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合、車椅子使用者用経路 ^{※2} を含む ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く b 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路 c 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 d 公共用歩廊の一方の道から他方の道までの経路	有 ・ 無	
		②階段又は段を設けない （設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設）	有 ・ 無 （講じた措置）	
1 出入口 （第19条）	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口のそれぞれ1以上	①幅80cm以上	(内法幅)	cm
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない（水平）	有 ・ 無	
2 廊下等 （第11条） （第19条）	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設（勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路を除く）	有 ・ 無 （講じた措置）	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する廊下等のそれぞれ1以上	①幅120cm以上	(内法幅)	cm
		②50m以内ごとに車椅子転回スペース	(転回部) 有 ・ 無	
		③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
3 階段 （第12条）	その踊場を含む	①手すりを設置（踊場を除く）	有 ・ 無	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		④主たる階段は回り段としない	(回り段) 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	⑤上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設（段の部分と連続した手すりを設けた場合を除く）	有 ・ 無 （講じた措置）	

※1 利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

※2 車椅子使用者用経路：劇場等の客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路をいう。

札幌市建築確認申請の手引き
様式

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容		
4 傾斜路 (第13条) (第19条)	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	①手すりを設置 (高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分は除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm		
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)		
		③廊下等と識別しやすい色	(講じた措置)		
	勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路を除く 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分(自動車車庫の用途を除く)	④上端に近接する踊場の部分に点状ブ ロック等を敷設(傾斜の部分と連続した手 すりを設けた踊場の場合は除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)		
(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路のそれぞれ1以上	①幅120cm以上 (段併設の場合90cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無			
	②勾配1/12以下 (高さ16cm以下は勾配1/8以下)	(勾配) / (高さ) cm			
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm			
5 昇降機 (第19条)	(1) 移動等円滑化経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上 (籠の停止階は利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階とする)	①出入口幅80cm以上	(内法幅) cm		
		②籠の奥行き135cm以上	(籠の奥行き) cm		
		③乗降ロビー150cm×150cm以上 (高低差なし)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有 ・ 無		
		④籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置	(装置の高さ) cm		
		⑤籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無		
		⑥乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無		
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの(自動車車庫の用途を除く)	⑦籠内に到着階、出入口閉鎖を音声により知らせる装置	有 ・ 無		
		⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等) 有 ・ 無		
		⑨籠内又は乗降ロビーに籠の昇降方向を音声により知らせる装置	有 ・ 無		
	不特定多数の者が利用する床面積が2,000㎡以上に適用	⑩籠の幅140cm以上	(内法幅) cm		
		⑪車椅子の転回に支障ない籠の構造			
(2) 特殊な構造又は使用形態の昇降機を設ける場合 (エレベーターの場合)	①段差解消機(建設省告示第1413号第1第九号)	(構造方法)			
	②籠の幅70cm以上、籠の奥行き120cm以上	(幅) cm(奥行き) cm			
	③籠内で転回して乗降する場合の構造	(支障) 有 ・ 無			
	(エスカレーターの場合)	④車椅子使用者用(建設省告示1417号第1ただし書)	(構造方法)		

札幌市建築確認申請の手引き
様式

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	
6 便所 (第14条)	(1) 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所	①階数 ^{※3} に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設置	政令第14条（便所）チェックリストに必要事項を記載	
	(2) 車椅子使用者用便房	①車椅子使用者用便房を便所設置階ごとに原則1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合はそれぞれ1以上）設置 ^{※4} 以下のa～bに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上設置（便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上）		
		a 小規模階 ^{※5} を有する場合は小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上		
		b 大規模階 ^{※6} を有する場合は、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡を超40,000㎡以下の場合は2以上、40,000㎡超の場合は利用部分の床面積に1/20,000を乗じて得た数以上設置（当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上）		
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無	
	③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無		
(3) オストメイト対応水栓器具を設けた便房	①オストメイト対応水洗器具を設けた便房を1以上設置	有 ・ 無		
(4) 男子用小便器を設ける場合	①床置きその他これに類する小便器1以上設置	(床置き) 有 ・ 無		
7 劇場等の客席 (第15条)	(1) 車椅子使用者用部分	客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、400超は座席の数の1/200以上設置	(座席の数) 席 (車椅子用) 席	
	(2) 車椅子使用者用部分の構造	①幅90cm以上	(幅) cm	
		②奥行135cm以上	(奥行) cm	
		③床は平らとする	(講じた措置)	

※3 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和6年告示第1074号第二）

- ・ 地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられるいる階
- ・ 不特定多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※4 以下のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1074号第五）

- ・ 地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- ・ 男子用（女子用）の便所のみを設ける階で、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

※5 小規模階：不特定多数の者又は高齢者、障害者等の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階

※6 大規模階：不特定多数の者又は高齢者、障害者等の利用部分の床面積が10,000㎡超の階

札幌市建築確認申請の手引き
様式

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容		
8 ホテル又は 旅館の客室 (第16条)	車椅子使用者用客室	客室の総数が50以上の場合は客室総数の1/100以上	(全客室数) 室 (車椅子用) 室		
	(1) 車椅子使用者用客室の 便所 (当該階に共用の車椅子使 用者用便房がある場合を除 く)	①車椅子使用者用便房	有 ・ 無		
		a 腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無		
		b 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無		
		②出入口幅80cm以上	(内法幅) cm		
		③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)		
		④戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無		
	(2) 車椅子使用者用客室の 浴室又はシャワー室 (同一建築物内に整備基準 と同等の共用浴室等がある 場合を除く)	①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無		
		②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(講じた措置)		
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間確保	(空間) 有 ・ 無		
		④出入口幅80cm以上	(内法幅) cm		
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)		
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無		
	9 敷地内の通 路 (第17条) (第19条)	段がある部分	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
②手すりを設置			有 ・ 無		
③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造			(講じた措置)		
傾斜路		④手すりを設置(勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分は除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm		
		⑤前後の通路と識別しやすい色	(講じた措置)		
		(1) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ1以上	①幅120cm以上 (幅員) cm ②50m以内ごとに車椅子転回スペース (転回部) 有 ・ 無 ③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか (開閉方法) ④戸の前後に高低差がない(水平) 有 ・ 無		
傾斜路		⑤幅120cm以上(段併設の場合90cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無		
		⑥勾配は1/12以下(高さ16cm以下は1/8以下)	(勾配) / (高さ) cm		
		⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場(勾配が1/20以下の場合を除く)	(高さ) cm (勾配) / (踏幅) cm		
*道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が急傾斜地等による地形の特殊性により(1)①～⑦の規定によることが困難な場合		「道等」を「当該建築物の車寄せ」と読み替えて、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路が(1)①～⑦の基準に支障はないか	有 ・ 無		

札幌市建築確認申請の手引き
様式

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	
10 駐車場 (第18条)	不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合	①駐車施設の総数が200以下は駐車施設の数の2/100以上、200超は1/100+2以上の車椅子利用者用駐車施設を設置 ^{※7}	(駐車施設の総数)	台 台
		a 幅350cm以上	(幅)	cm
		b 利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置)	有 ・ 無
11 標識 (第20条)	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の付近に標識の設置 (JIS Z8210に定める案内記号)	①昇降機があることを表示する標識		有 ・ 無
		②便所があることを表示する標識		有 ・ 無
		③駐車施設があることを表示する標識		有 ・ 無
		④標識①～③は高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	(見やすい位置)	有 ・ 無
12 案内設備 (案内所を設ける場合を除く) (第21条)	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示する案内板等の設置 (昇降機、便所、駐車施設の配置が容易に視認できる場合を除く)	①昇降機の位置図		有 ・ 無
		②便所の位置図		有 ・ 無
		③駐車施設の位置図		有 ・ 無
	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所の位置を、点字等により視覚障害者に示す設備を設置	①昇降機の配置を点字等で示す設備		有 ・ 無
		②便所の配置を点字等で示す設備		有 ・ 無
13 点字等で示す設備(案内設備等)までの経路、又は案内所までの経路 (第22条)	道等から案内設備までの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする (道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内設備等までの経路、又は道等から案内所まで経路。このうちの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする) *自動車駐車施設までの経路を除く	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く)		有 ・ 無 (講じた措置)
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		有 ・ 無
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合、高さが16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)		有 ・ 無 (勾配) (高さ) / cm (講じた措置)

※7 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。(令和6年告示第1072号第一・第二)

- ・機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- ・機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設(車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。)の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子利用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子利用者用駐車施設の必要数以上であること

(様式-8 別紙 バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト)

令和7年7月更新

政令第14条(便所)チェックリスト

・政令第14条に基づき設置する「不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等(以下「不特定多数の者等」という。)が利用する便所」及び「車椅子使用者用便所」の箇所数を確認するための書類です。すべての階について記載してください。その際、階数の行が不足する場合は適宜行を増やしてご使用ください。

階	階全体の床面積(m ²)	不特定多数の者等が利用する部分の床面積(m ²)	便所の種類	不特定多数の者等が利用する便所の箇所数(男女)	車椅子使用者用便所の箇所数(男女)	備考
5階			<input type="checkbox"/> 大規模階 <input type="checkbox"/> 小規模階 <input type="checkbox"/> その他の階			不特定多数の者等が利用する便所 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() <input type="checkbox"/> その他管理運営上やむを得ない階() 車椅子使用者用便所 <input type="checkbox"/> 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) <input type="checkbox"/> 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
4階			<input type="checkbox"/> 大規模階 <input type="checkbox"/> 小規模階 <input type="checkbox"/> その他の階			不特定多数の者等が利用する便所 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() <input type="checkbox"/> その他管理運営上やむを得ない階() 車椅子使用者用便所 <input type="checkbox"/> 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) <input type="checkbox"/> 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
3階			<input type="checkbox"/> 大規模階 <input type="checkbox"/> 小規模階 <input type="checkbox"/> その他の階			不特定多数の者等が利用する便所 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() <input type="checkbox"/> その他管理運営上やむを得ない階() 車椅子使用者用便所 <input type="checkbox"/> 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) <input type="checkbox"/> 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
2階			<input type="checkbox"/> 大規模階 <input type="checkbox"/> 小規模階 <input type="checkbox"/> その他の階			不特定多数の者等が利用する便所 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() <input type="checkbox"/> その他管理運営上やむを得ない階() 車椅子使用者用便所 <input type="checkbox"/> 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) <input type="checkbox"/> 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
1階			<input type="checkbox"/> 大規模階 <input type="checkbox"/> 小規模階 <input type="checkbox"/> その他の階			便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() <input type="checkbox"/> 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() <input type="checkbox"/> その他管理運営上やむを得ない階() 車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 <input type="checkbox"/> 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) <input type="checkbox"/> 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階